

奈良労働局発表

令和8年9月4日

【照会先】

奈良労働局労働基準部

賃金室長 中村 茂樹

室長補佐 生地 廣行

電話 0742-32-0206

報道関係者 各位

令和8年度 奈良県最低賃金の改正が正式に決定しました

～ 令和8年10月4日から時間額1,107円 ～

奈良労働局（局長 石崎 琢也）は、奈良県最低賃金の改正を正式に決定し、本日官報公示を行いました。

改正後の奈良県最低賃金は1,107円、効力発生日は官報公示の日から起算して30日を経過した日である令和8年10月4日からとなります。

奈良県最低賃金は奈良県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

（参 考） 奈良県最低賃金の推移

年 度	最低賃金額（時間額）	引上げ額	引上げ率
平成30年度	811円	25円	3.18%
令和元年度	837円	26円	3.21%
令和2年度	838円	1円	0.12%
令和3年度	866円	28円	3.34%
令和4年度	896円	30円	3.46%
令和5年度	936円	40円	4.46%
令和6年度	986円	50円	5.34%
令和7年度	1,051円	65円	6.59%
令和8年度	1,107円	56円	5.33%